

自動車工業確立調査委員會

東京帝國大學

會長

同 教授

男爵斯

波 忠

三

郎 (本郷區駒込曙町一六)

竹

村

勸

悉 (府下巢鴨町一〇九三)

資 源

總務局長

松

井

春

生

內 務

警保局長

森 正

長 一

治

雄

地方局長

大 藏

主計局長

藤 井

真 信

三

平

主稅局長

青 木

得 信

三

平

陸 軍

整備局長

林 桂

飯 田

恆 次

郎 桂

陸軍自動車學校長

飯 田

恆 次

郎 桂

兵器局長

植 村

東 彦

東 彦

東 彦

大藏省

大蔵局長

逓信大臣

逓信局長

海軍大臣

海軍局長

主計局長

大藏大臣

大藏局長

審計局長

内務大臣

内務局長

實業大臣

實業局長

東京帝國大學

自動車工業獨立調査委員會

林 田 野 大 浪

林 田 野 大 浪

林 田 野 大 浪

林 田 野 大 浪

林 田 野 大 浪

林 田 野 大 浪

林 田 野 大 浪

林 田 野 大 浪

林 田 野 大 浪

林 田 野 大 浪

林 田 野 大 浪

林 田 野 大 浪

林 田 野 大 浪

林 田 野 大 浪

海軍省

軍務局長

商工省

工務局長

鐵道省

經理局長

運輸局長

工作局車輛課長

監督局長

株式會社石川島自動車製作所長

東京瓦斯電氣工業株式會社社長

ダツト自動車製造株式會社社長

臨時委員

東京帝國大學

助教 授

須 佛 吉

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

陸 部 一 雄 (本郷區) (明治三十四年)

久 保 田 權 四 郎 (丸ノ内戸畑鑄物株式會社) (常務取締役) (村上正輔氣付)

松 方 五 郎 (府下入新井町不入斗二〇〇)

澁 澤 正 雄 (府下瀧野川町西ヶ原二〇)

喜 安 健 次 郎

朝 倉 希 一

中 山 隆 吉

後 藤 義 男

工 藤 義 男

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

吉 野 野 可 本

東京帝國大學  
編輯委員

自衛隊車輦發給友會部長  
東京瓦葺屋業工業材友會部長  
林友會部長  
自衛隊車輦發給友會部長

鐵道省  
工務局車輦課長

鐵道省  
工務局車輦課長

鐵道省  
工務局車輦課長

鐵道省  
工務局車輦課長

鐵道省

第一 鐵道省

八田 田 辭 四 順 (氏、内、日、歐、機、製、材、友、會、部、長)

森 式 五 順 (熱、可、入、薩、共、同、本、人、長)

喜 安 藤 大 順 (熱、不、斷、強、出、油、西、大、風、業)

中 山 山 辭 三 順

吉 田 水 辭 三 順

吉 田 水 辭 三 順

幹事

内務省

警保局警務課長

陸軍省

整備局動員課長

兵器局銃砲課長

商工省

工務局工業課長

囑託

鐵道省

經理局購買第一課長

鐵道技師

同

書記

商工屬

同

商工技手

宮 野 正 三

侯爵 井 上 三 郎

林 猶 之 助

後 藤 保 清

吉 田 永 助

山 岡 祐 章

小 日 向 榮 次 郎 (鐵道省監督局陸運課)

島 秀 雄 (鐵道省工務局車輦課)

石 坂 善 五 郎

清 水 一 郎

保 田 健 夫

商工部

同

商工課

香

同

鐵道部

鐵道部第一課長

鐵道部

鐵道部

工務部工業課長

商工部

農林部

農林部

陸軍部

陸軍部

海軍部

海軍部

新田 翁夫  
水田 翁夫  
菅野 正  
山岡 清章

小日向 榮夫  
山岡 清章  
鐵道部第一課長  
鐵道部

吉田 永也  
田中 翁夫

林 三郎  
土三郎

主 三  
主 三  
主 三

自動車工業確立調査委員會各特別委員會ニ於ケル主ナル審議事項要領

第一特別委員會

本特別委員會ニ於テハ左ノ事項等ヲ審議ス

一 國產自動車ノ標準規格ニ關スル事項

二 試作スベキ國產自動車ノ種類及臺數ニ關スル事項

三 試作ヲ委託スベキ工場、試作ノ條件及試作委託金額ニ關スル事

項

四 試作車ノ試験方法ニ關スル事項

第二特別委員會

本特別委員會ニ於テハ左ノ事項等ヲ審議ス

一 國產自動車ノ製造又ハ使用獎勵ニ關スル事項

二 自動車ノ使用取締、自動車運輸業ノ取締等ニ關シ國產品使用ヲ

促進セシムベキ方策ニ關スル事項

一 自動車ニ對スル課稅方法ニ關スル事項

二 自動車ノ關稅率ニ關スル事項

三 資金ノ融通ニ關スル事項

第三特別委員會

本特別委員會ニ於テハ左ノ事項等ヲ審議ス

一 製造業者及販賣業者間ノ聯絡、共同ニ關スル事項

二 製造設備及加工方法ニ關スル事項

三 生産費ニ關スル事項